

平成 26 年(ワ)第 1407 号		和解経過表		大阪地方裁判所堺支部第 1 民事部	
期 日		出頭した 当事者 関係者	出頭した代理人	期 日 の 結 果 次 回 指 定 期 日	
裁 判 長 印	書記官印				
平成28年6月13日午前10時00分			原告代理人 山田直子	■ 続行 □ 延期	
			被告みらい代理人 樫元雄生	□ 打切	
			被告阪南市代理人 中光弘	28・6・24	
			被告泉南市代理人 宮部千晶	午前 10:30	
			被告泉南市復代理人 片岡力		
午前・後 :				□ 続行 □ 延期	
				□ 打切	
				午前・後 :	
		☐ 前回のとおり	☐ 前回のとおり	午前・後 :	
午前・後 :				□ 続行 □ 延期	
				□ 打切	
				午前・後 :	
		☐ 前回のとおり	☐ 前回のとおり	午前・後 :	
午前・後 :				□ 続行 □ 延期	
				□ 打切	
				午前・後 :	
		☐ 前回のとおり	☐ 前回のとおり	午前・後 :	
午前・後 :				□ 続行 □ 延期	
				□ 打切	
				午前・後 :	
		☐ 前回のとおり	☐ 前回のとおり	午前・後 :	
午前・後 :				□ 続行 □ 延期	
				□ 打切	
				午前・後 :	
		☐ 前回のとおり	☐ 前回のとおり	午前・後 :	
指 定 期 日	■ 口頭弁論(□ 判決言渡) □ 弁論準備手続 □			裁 判 長 (官) 印	
	平成 28 年 8 月 4 日 午前 10 時 30 分(既指定) 上記指定期日につき, 即日, 当事者双方に告知済 裁判所書記官				

平成26年(ワ)第1407号

本件和解手続を受命裁判官に行わせる。

平成28年6月24日

大阪地方裁判所堺支部第1民事部

裁判長裁判官 植 屋 伸

裁判官 大 竹

裁判官 島 田



本件和解手続を行う受命裁判官として、裁判官植屋伸一及び同島田旭を指定する。

平成28年6月24日

大阪地方裁判所堺支部第1民事部

裁判長裁判官 植 屋 伸



当事者双方代理人に即日口頭で告知した。

平成 26 年(ワ)第 1407 号

和解経過表

大阪地方裁判所堺支部第 1 民事部

期 日		出頭した 当事者 関係者	出頭した代理人	期 日 の 結 果 次回指定期日	
(受命)裁判官印	書記官印			☐ 続行 ☐ 延期	☐ 打切
平成28年6月24日午前10時30分			原告代理人 山田直子	☐ 続行 ☐ 延期	
			被告みらい代理人 樫元雄生	■ 打切	
			被告阪南市代理人 中光弘	午前・後 :	
			被告泉南市代理人 宮部千晶	☐ 続行 ☐ 延期	
			被告泉南市復代理人 片岡力	☐ 打切	
午前・後 :				午前・後 :	
		☐ 前回のとおり	☐ 前回のとおり	午前・後 :	
午前・後 :				☐ 続行 ☐ 延期	
				☐ 打切	
				午前・後 :	
		☐ 前回のとおり	☐ 前回のとおり	午前・後 :	
午前・後 :				☐ 続行 ☐ 延期	
				☐ 打切	
				午前・後 :	
		☐ 前回のとおり	☐ 前回のとおり	午前・後 :	
午前・後 :				☐ 続行 ☐ 延期	
				☐ 打切	
				午前・後 :	
		☐ 前回のとおり	☐ 前回のとおり	午前・後 :	
午前・後 :				☐ 続行 ☐ 延期	
				☐ 打切	
				午前・後 :	
		☐ 前回のとおり	☐ 前回のとおり	午前・後 :	
指定期日		■ 口頭弁論(□ 判決言渡) □ 弁論準備手続 □		裁判長(官)印	
平成 28 年 8 月 4 日 午前 10 時 30 分(既指定)		上記指定期日につき、即日、当事者双方に告知済			
		裁判所書記官			

平成26年(ワ)第1407号

損害賠償請求事件

原告 弓場秀昭

被告 有限会社ホームヘルプサービスみらい 外2名

決 定

本件口頭弁論期日を次のとおり変更する。

変更前の期日

平成28年8月4日 午前10時30分

変更後の期日

平成28年7月26日 午後2時45分

平成28年7月22日

大阪地方裁判所堺支部第1民事部

裁判長裁判官 植 屋 伸

裁判官 大 竹

裁判官 島 田



当事者双方代理人に即日電話で告知した。



第 3 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	平成 26 年 (ワ) 第 1407 号
期 日	平成 28 年 7 月 26 日 午後 2 時 45 分
場所及び公開の有無	大阪地方裁判所堺支部第 1 民事部法廷で公開
裁 判 長 裁 判 官	植 屋 伸 一
裁 判 官	大 竹 貴
裁 判 官	島 田 旭
裁 判 所 書 記 官	真 鍋 司
出頭した当事者等	原告代理人 山田直子 被告みらい代理人 檜元雄生 被告阪南市代理人 中光弘 被告泉南市復代理人 片岡力
指 定 期 日	平成 28 年 11 月 24 日 午後 1 時 15 分 (判決言渡し)

弁 論 の 要 領 等

原告

第 7 準備書面 (平成 28 年 7 月 22 日付け) 陳述

被告阪南市

準備書面 5 (平成 28 年 7 月 19 日付け) 陳述

裁判長

弁論終結

裁判所書記官 真 鍋



平成26年(ワ)第1407号

損害賠償請求事件

原告 弓場秀昭

被告 有限会社ホームヘルプサービスみらい 外2名

決 定

本件口頭弁論期日を次のとおり変更する。

変更前の期日

平成28年11月24日 午後1時15分

変更後の期日

平成28年12月22日 午後1時15分

平成28年11月18日

大阪地方裁判所堺支部第1民事部

裁判長裁判官 中 垣 内 健



裁判官 大 竹



裁判官 島 田



当事者双方代理人に即日電話で告知した。



第 4 回 口 頭 弁 論 調 書 (判決言渡)

事 件 の 表 示	平成 26 年 (ワ) 第 1407 号
期 日	平成 28 年 12 月 22 日 午後 1 時 15 分
場所及び公開の有無	大阪地方裁判所堺支部第 1 民事部法廷で公開
裁 判 長 裁 判 官	中 垣 内 健 治
裁 判 官	大 竹 貴
裁 判 官	島 田 旭
裁 判 所 書 記 官	真 鍋 司
出頭した当事者等	(なし)
指 定 期 日	

弁 論 の 要 領 等

裁判長

判決書の原本に基づき判決言渡し

裁判所書記官 真 鍋

